

社会人学生関係資料

○基礎データ

- ・入学者数の推移(社会人経験者関係)
- ・法科大学院の設置状況(令和4年度))

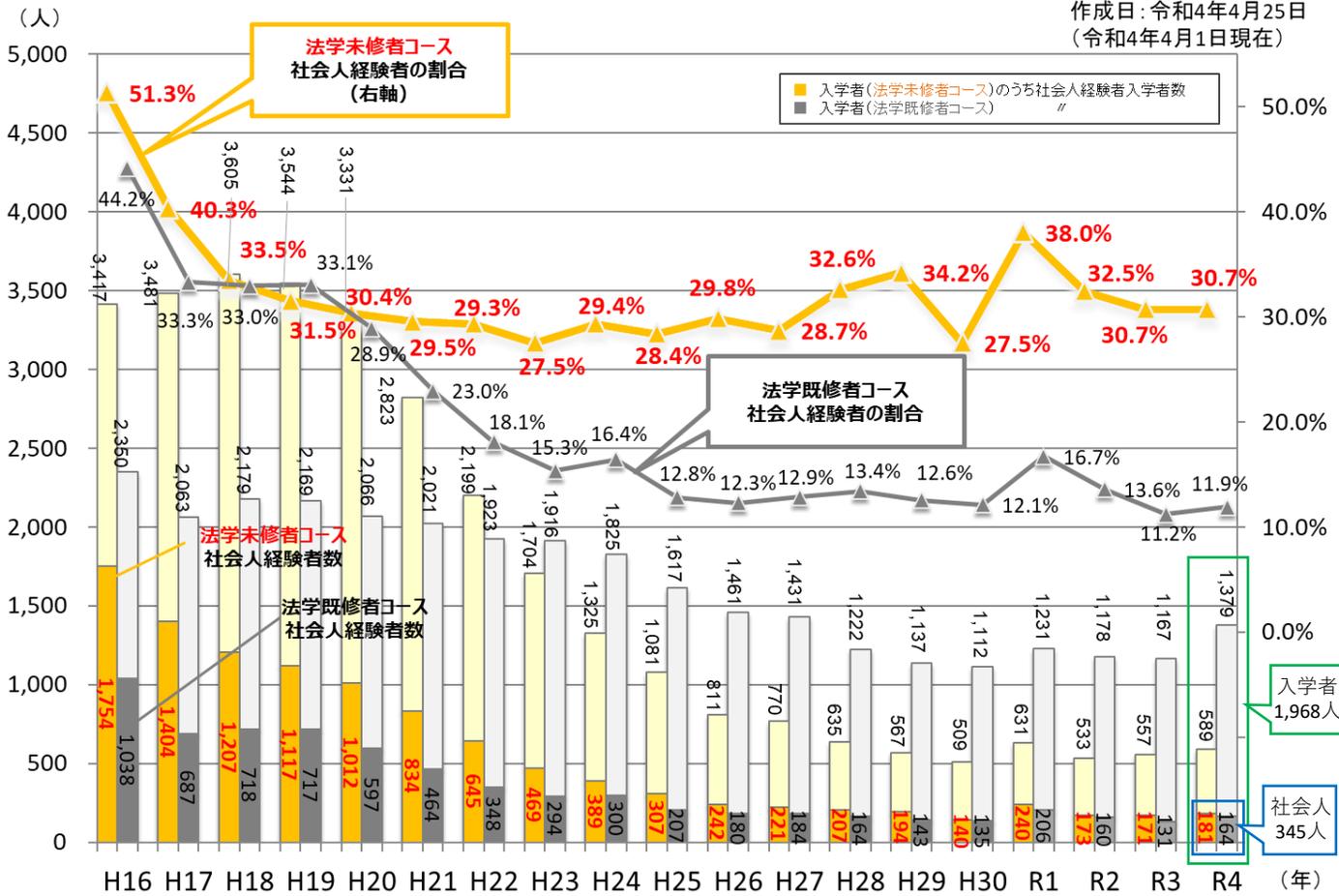
○法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ

○大学院設置基準等の一部を改正する省令について(履修証明プログラム)

○関係法令

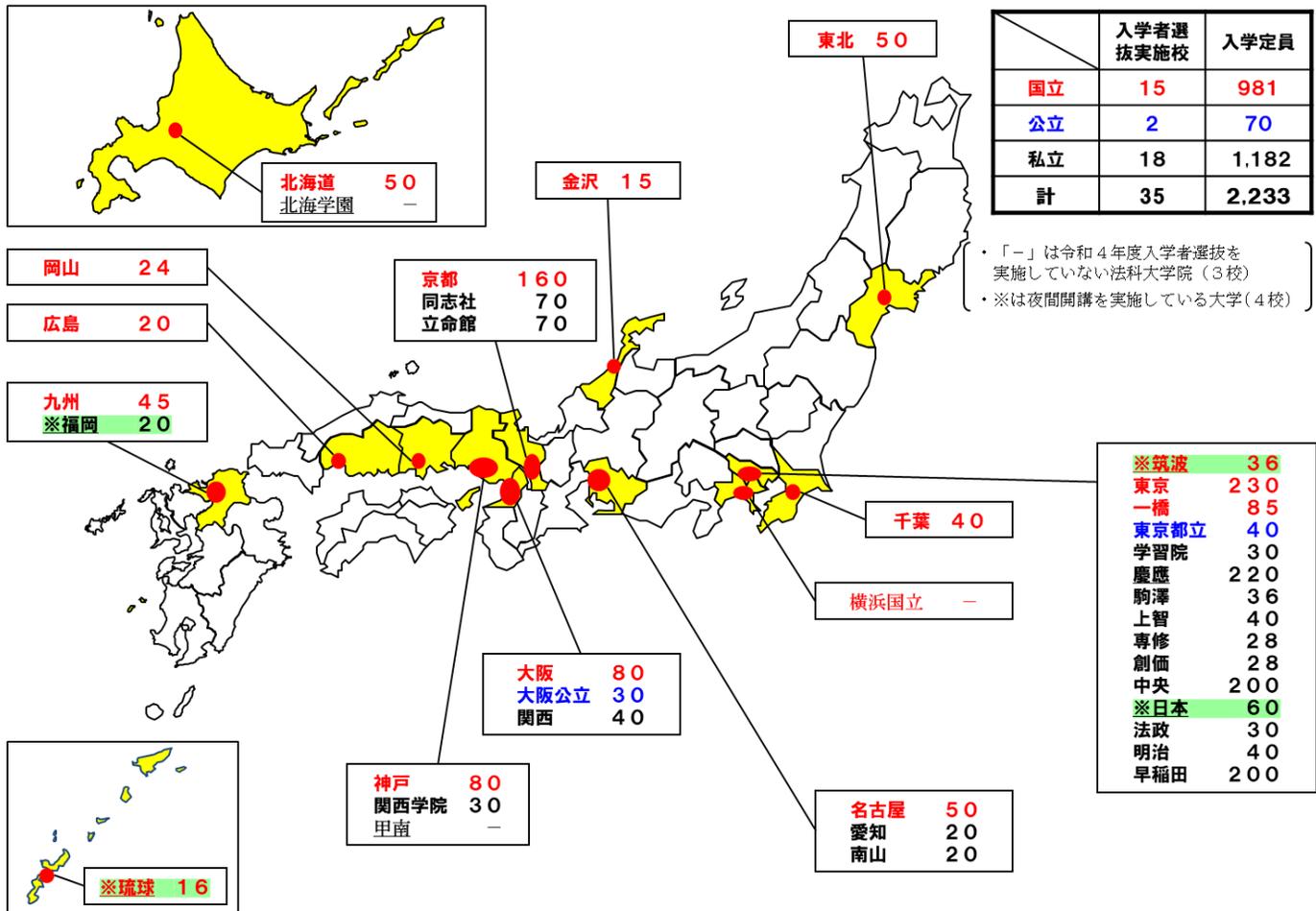
入学者数の推移 (社会人経験者関係)

作成日: 令和4年4月25日
(令和4年4月1日現在)



法科大学院の設置状況(令和4年度)

2022. 4.1 現在



法科大学院をめぐる現状

- 一連の改革により、募集継続校は**35校**、入学定員総数は**2,253人**と、**規模が適正化**。R2年度からの定員管理により、司法試験合格までの予測可能性を高める。
- 法学部3年(法曹コース)+法科大学院2年のプロセスを幹とする**5年一貫教育制度の創設**と**司法試験の在学中受験資格の導入**により、学生の時間的・経済的負担を軽減。
- 法学未修者**については、入学者全体に占める**社会人・非法学部出身者が減少**(各2割未満)。**司法試験合格率も法学既修者との差が顕著**(累積合格率は、既修者74.9%に対し、未修者44.8%)であり、さらなる**対応が必要**。
- 人生100年時代、デジタル化、ポストコロナ社会では、多様な法的サービスの提供が求められ、**幅広い知見を有する法律人材の量的・質的ニーズが増加**。

法学未修者教育の充実に向けた課題

- 法学未修者(非法学部出身者、社会人経験者、有職社会人等)は、自分に適した学修方法や確保できる学修時間などが様々。
- 習熟度の違い等を踏まえた上で、**複数の選択肢を用意し、個々の学生にとって最適と考えられる方法を選択**できるような学修環境を提供することが重要。

多様な経歴や能力に配慮した学修者本位の教育の実現

- 法学未修者教育の課題は法科大学院に共通する課題が多い。
- 各法科大学院が有する経験やノウハウ等を共有し、法学未修者教育の充実にとともに取り組むことが期待される。

法科大学院間の協働による全体の教育水準の向上

課題を踏まえた5つの対応策

1 学修者本位の教育の実現

- コロナ禍での実績を踏まえ、より本質的な双方向・多方向の教育の実現に向けて、科目の特性や学修者の状況に応じて、**オンデマンド方式を含めたICT(遠隔授業)**を適切に活用。

【メリット】 時間や場所の制約なく**自らのペースで繰り返し視聴**が可能

オンデマンド方式の予復習をもとにした**反転授業**で、より本質的な双方向・多方向の授業を実現

共有や公開が容易なため、**入学予定者向けの模擬授業・導入授業、学内FD**など、幅広い活用が可能

一方で、ICTを活用する際には、**学修意欲を維持**したり、**教職員・学生同士の交流を確保**したりする工夫が必要。

- 補助教員(修生や法律実務家等)による授業フォローや論述指導を一層促進**し、**学修面・生活面・精神面で学生支援**を実施。文部科学省は、補助教員の学修支援がカリキュラムの一環として組織的・機能的に行われるよう留意事項を整理。
- 学生の希望に応じ、**長期履修制度**などを柔軟に活用し、**多様な学修計画の選択肢**を提供。

2 社会人学生等の実態に配慮した学修体制

- 法学未修者の中でも、特に**非法学部出身者、社会人経験者、有職社会人に配慮した学修環境を整える**ことが必要。
- 有職社会人や法科大学院が立地しない地域の居住者の学修をより充実させるため、**ICT(オンデマンド)を活用**。
- 非法学部出身者等の初学者向けに**、法律基本科目のガイダンス、司法試験合格者の体験談、法曹三者による仕事紹介など、**入学前の多様な学修機会を提供**。また、科目等履修生として入学前に単位取得することも可能。
- 法律基本科目の学修に注力できる環境を整備**するため、**入学前の実務経験や法学以外の知識・能力の評価手法を検討**。

3 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働

- 法科大学院協会を中心として、法学未修者教育の課題、方策等を**継続的に議論する場(協働プラットフォーム)**を設置。
- 法学未修者に適した**教育内容・手法の共有・開発**のほか、**補助教員の活用、FD・SDの活性化**等について、法科大学院間で協働することにより、**法学未修者教育の全体の教育水準の向上**を目指す。

4 共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善

- 全国共通の試験結果をもとに、1年次教育の成果分析を通じた**学修・進路指導を充実**する。
- 各法科大学院における客観的な進級判定の一材料として、引き続き、適切に活用する。

5 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

- 社会ニーズの高まる多様な領域(技術革新への対応、グローバル・ローカルの諸課題への対応等)において多数の法科大学院修了生が活躍し、**法科大学院教育の成果を広く社会に還元**できるよう、**キャリアパスの開拓、就職先機関との連携、的確な情報提供・発信**等を行う。**法科大学院修了生の幅広い進路を把握し、発信**することが重要。

今後のさらなる検討課題

上記の対応策の進捗確認と成果検証を行いつつ、引き続き検討

- ◆ICTを活用した法学教育の在り方 ◆法曹志望や法科大学院進学への意欲・関心を高める取り組みや適性を踏まえた入学の在り方
- ◆非法学部出身者・社会人経験者が有する多様な知識・能力や経験を踏まえた法科大学院教育の在り方
- ◆夜間主コースをはじめとする有職社会人の学修環境の在り方 ◆1年次教育と法曹コースの教育の連携の在り方

2. 社会人学生等の実態に配慮した学修体制

「1. 学修者本位の教育の実現」では、多様な経歴や知識・能力を持つ学生が学ぶ状況において、法学未修者が学びやすい環境づくりのための対応等について述べてきた。こうした法学未修者の中には、既に、非法学部での学びや社会人経験等を通じて様々な分野の知識や経験を有し、それらの専門性を強みとして、さらに法学の知識と実践力を身につけるために法科大学院に進学する者もいる。こうした学生は、法律に関しては基本的に初学者であるため、1年次における法律基本科目の効率的な学修、学修意欲の継続、有職者については十分な学修時間の確保などが切実な問題となっており、1. で掲げた対応策にとどまらない方策が必要と考えられる。

したがって、本項では、法学未修者の中でも、非法学部出身者、社会人経験者を念頭において対応をまとめている。特に有職社会人については、法科大学院の教育に当てられる時間が限られているなど、カリキュラム設定や学修指導において、固有の課題を抱えている現状が明らかになっており¹、そうした点に特に配慮した学修体制や学修支援が必要である。

〔ICTを活用した法学教育の在り方〕

- 働きながら法科大学院に通う場合は、時間的・場所的制約から、平日夜間と週末を中心に授業時間が設定される夜間主コースを選ぶ場合がある。この場合、残業、出張、業務上の繁忙期などにより、学生本人がいかにも努力しても、予期せぬ遅刻や欠席が生じてしまうというのが実態である²。1. で既述したように、ICTの活用は、こうした有職社会人のほか、法科大学院が立地しない地域の居住者が法曹資格を取得するための途を確保するために重要な手段であり、有職社会人が学ぶ法科大学院においては、学生が自らのペースで学修できるよう、オンデマンド方式も活用した学修者本位のカリキュラムの提供が望まれる。
- 他方、有職社会人の中には、学修に専念する時間と環境を確保し、仕事と両立して、計画的に学修を継続することに苦心している者もいるとの意見があった。各法科大学院においては、ICTの活用と定期的なスクーリングや補助教員などによる実践的な学修支援などを組み合わせたカリキュラムとし、学生それぞれが学修意欲を維持するとともに、教職員や学生同士の交流が適度に確保できるようにすることにも配慮する必要がある。
- なお、本委員会においては、オンデマンド方式の活用に当たっては、教育目標や科目の特性等に応じた工夫が必要という議論がなされた。具体的には、法律基本科目においては、より本質的な双方向・多方向の授業を実現し、教育の質の向上に資する手段としてオンデマンド方式の活用が考えられるところであるが、このほかにも、とりわけ非法学部出身者や社会人経験者の場合、例えば隣接科目や展開・先端科目の一部の授業をオンデマンド方式とし、評価をレ

¹中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料1 社会人学生の現状および社会人・他学部出身者の法学未修者教育の改革可能性について（筑波大学法科大学院報告メモ）

² 同上

ポートで行うような授業も実施可能ではないかとの意見があった³。こうした点を含め、各法科大学院の実情に応じた十分な検討が求められる。

〔長期履修制度〕

- 長期履修制度については、1. で既述したとおりであるが、有職社会人は、業務の状況、異動、転勤などにより、本人の意思にかかわらず、休学や退学をせざるを得ない場合も多いことから、とりわけ、長期履修制度の柔軟な活用が望まれる。有職社会人は、学修に費やせる時間などが学生ごとに様々であることから、本委員会でも、短期間での集中した学修を希望する学生もいれば、自分のペースを重視し3年という期間に縛られずに学修するスタイルが向いている学生もいるのではないかという意見があった。学生が自らの状況や適性に合った学修スタイルを選べるように、複数の選択肢を用意しておくことが重要であるという点について意見は一致しており、各法科大学院は、長期履修制度について、1年を超える履修期間の延長や、1年次終了時など一定の学修経験を経たタイミングで長期履修に切り替えることを認めるなど、柔軟な活用を期待したい。

〔入学前の学修機会の提供〕

- 法学未修者は、2年次から法学既修者と同じの教育課程で学ぶため、1年間の学修で法学既修者と共に学べる程度の基礎的な法学に関する知識・能力を身につける必要がある。しかし、現実には、2年次への進級率は6割台にとどまる上、最終的な司法試験合格率（累積合格率）についても法学既修者とは大きな乖離がある。こうした状況への改善策の一つとして、法学未修者の法律基本科目の学修を充実する観点から、履修単位数上限を年間最大44単位まで引き上げることを可能としているが、実際には、学生への過度の負担が生じる懸念等からあまり活用されていない⁴。
- 本委員会で紹介された学生ヒアリングやアンケート結果からも、法学を初めて学ぶ非法学部出身者などは、入学当初、法律用語の意味が分からず、外国語のように感じたり、条文、判例

³オンデマンド方式による場合も、毎回の授業の実施に当たっては、教員や指導補助者が授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うことや、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されていることが必要である（平成13年文部科学省告示第51号）。コロナ禍で急遽取り入れられたオンデマンド方式の授業は、有職社会人等にとっては利便性が高かった一方、学修効果の面では工夫の余地があるといった意見もあった（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料1 社会人学生の現状および社会人・他学部出身者の法学未修者教育の改革可能性について（筑波大学法科大学院報告メモ））。

⁴「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26文科高第393号平成26年8月11日）。当該通知に基づき、法学未修者の履修単位数の上限を36単位から44単位を上限として拡大している法科大学院は19校（35校中）のみ。上限44単位まで引き上げているのはわずか4校。（文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査より（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）参考資料））

の読み方、基本書の選び方、読み方など教科内容以前のことが分からない状況にあったりする者が少なくないと考えられる⁵。また、法学未修者の中には、教育を受けてもなお、法的な考え方や議論になかなかなじめない学生が一部存在するという意見も依然として少なくない。

- この点、法学を初めて学ぼうとする者にとっては、進学を志望した段階や、入学者選抜に合格したあと実際に入学する前の段階で、入学後の教育内容や修了後の進路を見通し、入学後の法律基本科目の学びに余裕が生まれるように備えること、あるいは、自らの法学への適性がある程度見極められる機会が提供されることは有意義である。
- こうした問題意識から、現在、多くの法科大学院が入学前の期間を活用している。入学予定者に対する導入的な教育としては、憲法・民法・刑法等の法律基本科目のガイダンスの実施、直近の司法試験合格者による体験談の提供、法曹三者による仕事内容の紹介、補助教員等による個別相談など、各法科大学院の実情に応じて様々に創意工夫されている。
- 法学への適性の把握という観点からは、例えば、法科大学院の講義の「お試し受講」の後、講義内容の理解度の確認を行い、結果を本人にフィードバックするような取組も考えられる⁶。また、ICTの活用⁷は、遠方の地域から入学する者や時間的制約のある有職社会人などにもこうした機会提供の可能性を広げるものである。
- 各法科大学院が入学前の学修機会を提供するに当たっては、1年次の教育目標、カリキュラム、学修到達度を十分踏まえ、1年次の学修に円滑に移行できるようにすることが重要である。なお、入学前の学修は、入学予定者に有効な学修の選択肢を幅広く提供するという、あくまで学修者本位のものであり、例えば、全ての入学予定者に対し受講を必須とするなど、事実上入学後のカリキュラムの一部を前倒しするというような内容や方法は適切ではない。
- また、法学未修者であっても、自らの意思と選択によって、入学前に科目等履修生として法律基本科目等を学び、単位を取得することも制度上可能であり、この場合、大学院において科目等履修生として履修したものであれば、各法科大学院の判断により、入学前既修得単位として認定することが可能である⁸。
- 文部科学省は、法学未修者に対する入学前の導入教育に関する優れた取組について把握・公表することや、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において積極的に評価することなどが期待される。

〔法律基本科目の学修に注力できるような工夫〕

- 法学未修者が法律基本科目に注力して学ぶための一つの対応として、入学時に十分な実務経験等を有する者については、大学が適当と認める場合には、当該実務経験に相当する展開・

⁵ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料2 「学ぶ側」からみた法学未修者教育 - 「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」

⁶ 後藤昭「お試し受講プログラムの経験」（法曹養成と臨床教育11号（2019年）160頁）

⁷ ICTの活用については、入学前は、まだ学生でないことから学内の学修支援システム(LMS)が使えないため、入学前の者の学修環境の整備等も、併せて検討する必要がある。

⁸ 専門職大学院設置基準第22条

先端科目に代わり、法律基本科目を履修することを可能としている⁹。しかし、実際にこの仕組みが活用された実例はほとんどなく、その理由としては、特定分野での実務経験を有する場合、むしろ、当該分野を展開・先端科目として積極的に履修し、強みとしたいと考える者が多いことや、法科大学院が「十分な実務経験」をどのように確認すべきか判断しづらいといったことが挙げられている。

- また、一定の実務経験をもって展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修する場合、それらの学生が追加的に履修可能な法律基本科目の授業を開講することは容易ではないという実態があり、例えば、有職社会人が多く在籍する夜間主コース等からは、学生が有する実務経験はその分野における知識や能力の証でもあることから、法律基本科目への振替えではなく、展開・先端科目の履修を免除することが適当ではないかとの意見もある。
- 他方、法学系以外の学部出身者については、入学時点で、既に、隣接科目で修得することが期待される能力を有していると認められることから、基礎法学・隣接科目群の履修の在り方を再検討することが適当との意見もある。
- こうした点については、今後も、実態を十分に把握・検証することが重要であり、文部科学省及び各法科大学院においては、学修者本位の観点から、有職社会人はもとより、非法学部出身者や社会人経験者が有する多様な経験や知識・能力を法科大学院教育で評価する手法を検討し、法律基本科目の学修に注力できる環境を整えることが望ましい。

⁹ 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26文科高第393号平成26年8月11日）。

5. 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

法科大学院は、法曹養成制度の中核を担う機関として、これまで多くの修了生を輩出してきた。グローバル化のさらなる進展、産業・ビジネスモデルの転換、地域共生社会の実現等を受けて、社会構造がますます複雑高度化、多様化する時代にあっては、法曹が社会的に果たす役割は極めて重要である。例えば、昨今のデジタル化の急速な拡大や新型コロナウイルスの蔓延がもたらした社会情勢についても、これらが有する法的問題に向き合い、解決への道筋をつけ、中長期的な社会変革を促すためには、従来の法曹の枠を超え、多様なバックグラウンドを強みとした法律の専門家が求められる。こうした理念は、平成13年の司法制度改革審議会意見書¹⁶においても掲げられており、法科大学院教育に携わる者は、この理念の重要性を改めて確認する必要がある。

法学未修者が法学を学ぶ必要性を感じるきっかけは様々であり、それぞれ目標を掲げて法科大学院に進学する。各法科大学院は、そうした一人一人のキャリアプランを尊重・支援するとともに、法曹はもちろんのこと、民間企業、自治体、公益団体、国際機関等の職域も含めて、法科大学院修了生の活躍先と積極的に連携し、修了生を送り出すことが求められている。法科大学院教育の成果を幅広く社会に還元することは、新たな法曹志望者の増加にもつながり、それは結果として、質・量ともに豊かなプロフェッションの養成の実現につながる。

〔法科大学院教育の成果の社会還元〕

- 法科大学院修了資格で司法試験に合格して法曹で活躍する者は年々増加しており、令和元年司法試験までに法科大学院修了資格で合格した者は約2万3,000人に達している¹⁷。令和2年4月現在の弁護士登録者数が約4万2,000人であることを考えると¹⁸、法科大学院が法曹養成制度の中核を担っていることは、紛れもない事実である。また、法曹の活動領域は、ますます拡大しており、国、地方自治体、企業、海外分野など、多様な分野に広がっている。

近年は、現行の法規制を超えた事態への対処、例えば、ELSI¹⁹、すなわち、最先端の科学技術（例えば、ゲノム解析やドローン技術等）が社会実装される段階でいかに法的、倫理的な基盤を整備するかなど、新たな社会課題への積極的な対応も必要である。グローバル化のさらなる進展により、外国の弁護士資格も併せて取得してグローバルな企業で活躍したり、法整備支援に携わったりするといった社会的ニーズも高まっている。また、格差の広がり等も社会

¹⁶ 「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」平成13年6月12日司法制度改革審議会3～13頁

¹⁷ 法曹養成制度改革連絡協議会（第14回）【法務省提出資料】資料1-16
なお、司法試験予備試験合格の資格に基づく司法試験合格者で、最終学歴が法科大学院修了、法科大学院在学中又は法科大学院中退の者（注）は、令和元年司法試験までで累計768人に達している（司法試験予備試験合格の資格に基づく受験者が司法試験の受験を開始した平成24年以降の総数）。

（注）司法試験出願時における出願者の自己申告によるもの

¹⁸ 法曹養成制度改革連絡協議会（第14回）【法務省提出資料】資料1-17

¹⁹ 倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues）

問題化している中、司法と福祉の連携を強化した司法ソーシャルワークの重要性も指摘されるなど、法曹に期待される役割は、多様な広がりを見せている。

- このような状況を踏まえ、法科大学院修了生は、法曹以外も含めて多様な分野で活躍している。文部科学省の調査²⁰によれば、修了生の就職先の約5割が法律事務所であるのに対し、公的機関や民間企業は合わせて約4割に及ぶ。こうした就職先における法科大学院修了生に対する評価は高く、特に、修了生の危機管理・法的リスクへの対応力、業務上の法的問題の処理能力、コンプライアンスに関する対応力、外部との戦略的な交渉力などが期待されている。また、法曹資格の有無に関わらず法科大学院修了生を採用したいと考える企業が増加傾向にあり²¹、実際、法曹資格を有しない修了生の7割以上が公的機関や民間企業に就職している²²。民間企業において、将来的に戦略事業、経営企画等の企業の中核的役割を担う人材となることを期待し、法科大学院修了生を採用する背景には、経営法務人材と呼ばれるような、法令全般の基礎的な知識に加え、ビジネス上の分析力、交渉力、ITリテラシースキル等を有し、企業内プロフェッションとして組織と専門性の二重のコミットメントができる人材へのニーズの高まりがある²³。
- こうした社会の動向を踏まえ、文部科学省や各法科大学院は、関係企業や公的機関などと積極的に連携し、修了生を多様な分野に送り出し、法科大学院教育の成果を社会還元することが求められる。各法科大学院は、最先端の法的問題に取り組む法曹を輩出することはもとより、法曹にとどまらず民間企業等を含めた多様な修了生採用ニーズを積極的に把握・開拓し、在学生や修了生のみならず、潜在的な法曹志望者に対して的確に情報提供することが期待される。

〔修了生の多様なキャリアに関する広報〕

- 法学未修者の中には、医療、福祉、教育、金融、行政事務等、社会人としての経験の中で様々な課題に直面しつつ、それを法律的に解決・予防したいという意欲を持って法科大学院に入学する者も多い。本委員会においても、多方面で活躍する法学未修者として、例えば、一級建築士から不動産や建築事件で活躍する弁護士となった者、航空宇宙工学研究から宇宙ビジネスの法的支援や特許関係で活躍する弁護士となった者、自らが続けてきたスポーツでの経験

²⁰ 「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（文部科学省平成28年度先導的大学改革推進委託事業）132、166～171頁、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

²¹ 企業の法務担当者の採用（配属）の方針において、（法曹資格の有無に関わらず）法科大学院修了生を採用したいと考える企業の割合は、8.8%（平成22年）から24.4%（平成27年）に増加している。（「会社法務部第11次実態調査の分析報告」平成28年9月（株）商事法務107頁）

²² 「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（文部科学省平成28年度先導的大学改革推進委託事業）166～171頁、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

²³ 「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書」令和元年11月経済産業省。このほか、令和2年5月、国際標準化機構(ISO)から、法的リスク管理の標準規格であるISO31022が発行された。今後、企業等においては、法令・コンプライアンスの順守に加え、知的財産、海外訴訟、M&A等、より高度で戦略的な法務への対応を含めた法的リスク管理が求められる。

をもとに、スポーツ分野で活躍する弁護士となった者、さらには法曹資格を有さずとも金融機関の商品開発等で法的素養を活かし活躍する者などが紹介された²⁴。

- こうした多彩なキャリアストーリーは、法曹の魅力を広く社会に発信できるとともに、潜在的な法曹志望者の増加にもつながるものであり、文部科学省や各法科大学院をはじめとする法科大学院関係者が連携・協力し、積極的に広報活動を行う必要がある。

〔法科大学院の学びの成果の積極的な発信〕

- 令和元年の法令改正により、法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者確保に資するために、法科大学院の教育課程、成績評価の在り方、修了者の進路状況などについて、各法科大学院が公表することが規定された²⁵。現状では、法学未修者の進路については、「司法試験合格」、「受験勉強中」のほかに、「不明」という割合が高く、その割合は修了後1年目で約28%、修了後5年目で約46%となっている²⁶。法学未修者の司法試験累積合格率²⁷が5割に満たない中、最終的に司法試験に合格できなかった修了生については大学としてその後の進路状況を捕捉しにくい面があることも事実であるが、一方で、法科大学院での学修成果としての修了生の進路を把握することは大学の責務であると同時に、法科大学院修了そのものが社会的に評価されていることを踏まえれば、各法科大学院は、法曹資格の有無に関わらず修了生の進路を把握し、支援することが求められる。
- 法定事項の公表については、認証評価においても確認されることとなるが、各法科大学院においては、単に最低限の情報を公表するにとどまらず、潜在的な法曹志望者はもとより広く社会に対し、法科大学院の存在意義や成果にかかる情報を積極的かつ幅広く提供することが期待される。とりわけ、修了者の進路状況については、司法試験合格実績の数値のみならず、法曹以外の就職先の情報も発信することが重要であるほか、学修の成果についても、就職後にこそ活かされる（司法試験科目にとどまらない）法科大学院ならではの学びの成果について、例えば修了生が自ら語る声を通して発信するなどの工夫が期待される。

²⁴ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

²⁵ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条

²⁶ 文部科学省令和元年度法科大学院関係状況調査（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第97回（令和2年7月7日開催）資料3別添10）

²⁷ 平成27年修了生の司法試験累積合格率（令和2年司法試験まで、募集継続校35校平均）

IV. 今後のさらなる検討課題

- 各法科大学院及び関係機関においては、法学未修者教育の充実に係る今期の議論を受け止め、それぞれが置かれた現状を十分に分析・把握した上で、必要な改善に取り組むことを期待したい。その際、鍵となるのは、これまで繰り返し述べてきたとおり、学修者本位の教育の実現と、法科大学院間の連携・協働による全体の教育水準の向上である。一人一人異なる強みを持つ法学未修者の声に耳を傾けながら、それぞれの法科大学院が持つ知見やノウハウを結集して、ポストコロナという新たな日常に向かう今こそ、改めて「公平性、開放性、多様性の確保」を旨とする法曹養成プロセスに立ち返り、改善を継続していく必要がある。
- 本委員会としても、今回示した対応策について、随時、進捗の確認と成果の検証を行うとともに、今期十分に議論を深めるに至らなかった以下の事項については、引き続き、継続的に検討することとしたい。
 - ・ **ポストコロナ期における ICT を活用した法学教育の在り方について**
 - ・ **非法学部出身者や社会人経験者が有する多様な知識・能力や経験を踏まえた法科大学院教育の在り方について**
 - ・ **夜間主コースをはじめとする、有職社会人にとって学びやすい学修環境の在り方について**
 - ・ **法曹志望や法科大学院進学への意欲・関心を高める取組や適性を踏まえた入学の在り方について**
 - ・ **1年次教育と法曹コースの教育の連携の在り方について**

大学院設置基準等の一部を改正する省令について

背景

- ✓ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（H30.11 中央教育審議会）を踏まえ、学部段階等については、学位の取得に向けた各大学等での単位の積み上げ等に履修証明プログラムを活用できるよう、履修証明プログラム全体に対する単位授与等が可能に。（R1.8）
- ✓ 一方、大学院については、学部段階のように幅広い単位認定を行うことについては議論が必要とされ、その後中央教育審議会大学分科会大学院部会において議論。

審議会等における提言等

「第10期大学院部会での審議の整理」（令和3年2月 中央教育審議会大学分科会大学院部会）

＜大学院におけるリカレント教育の充実＞

リカレント教育への取組姿勢は、各大学院における戦略の下、検討するものであるものの、**国は各大学院における社会の多様なニーズに対応する教育プログラムの構築を促すべく、制度面も含めた方策検討を引き続き行うべきである。**

「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月 教育再生実行会議）

- 国は、社会・経済活動のニーズに対応したリカレント教育を推進する観点から、大学院における高度な専門教育に関し、遠隔・オンライン教育の積極的な活用や個別の単位に分けて学修するマイクロクレデンシャル（micro credential）の提供など、より多くの人々がアクセスしやすい取組を促進する。その際、履修単位を積み重ねることにより学位が取得できるような柔軟な仕組みの在り方や国際通用性の確保などについて検討を進める。

➔ 大学院におけるリカレント教育（学位取得）の促進に向けて、履修証明プログラムをより柔軟に活用できるようにする必要がある

改正概要

- **大学に対する単位授与を可能**とする。
※履修資格を有する者が、学校教育法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。
※大学院は、履修証明プログラムの内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案して、単位授与の際の目安をあらかじめ設定する。
- 大学院が、学修が大学院教育に相当する水準を有し、かつ、教育上有益と認めるときに限り、
 - ① 学生が履修証明プログラムの履修により修得した単位等について、**当該大学院における授業科目の履修により修得**
 - ② 学生が履修証明プログラムの履修により**入学前に修得した単位について**、当該大学院に**入学した後の当該大学院における授業科目の履修により修得したもの**とみなすことができる。
- 上記①②それぞれ15単位まで、合せて20単位まで、正規課程の単位として認定可能とする。（大学院の場合）
※法科大学院の場合
上記①は**30単位まで（他の大学院における授業科目や留学等で修得した単位数を合わせて30単位を超えない範囲）**。
（ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り、30単位を超えてみなすことができる）。（**専門職大学院設置基準第21条の2**）
また、上記②は、①と合わせて30単位まで（①により30単位を超えてみなす単位を除く）。（**専門職大学院設置基準第22条**）

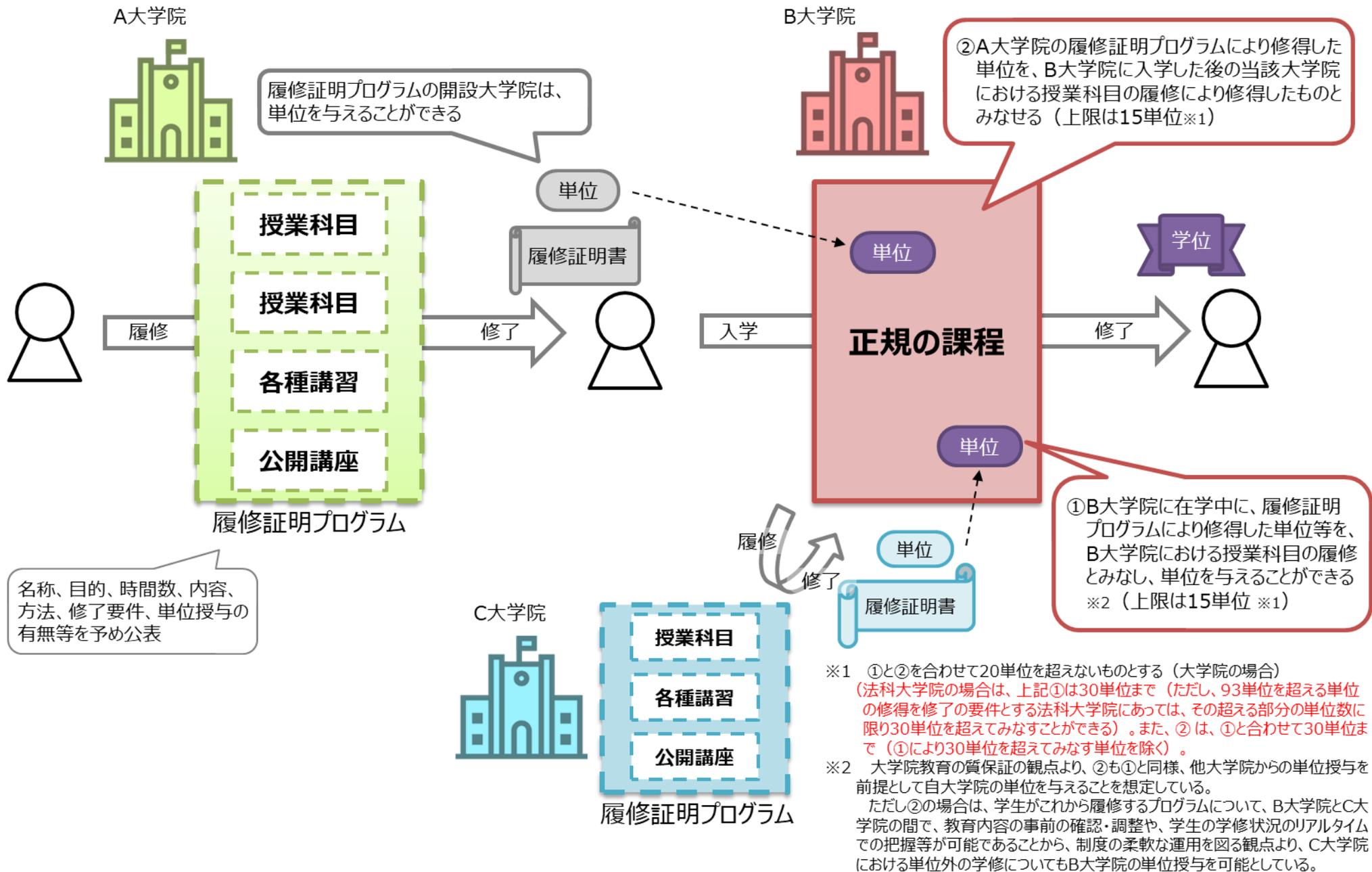
➔ 履修証明プログラムを各大学院での学位取得に活用できる

施行期日

令和4年3月22日 公布・施行

※大学院、専門職大学院（法科大学院及び教職大学院を含む。）が対象。

大学院における履修証明プログラムへの単位授与・認定（イメージ）



○専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）

（他の大学院における授業科目の履修等）

- 第二十一条** 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第十三条第一項の規定にかかわらず、三十単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

（特別の課程の履修等）

- 第二十一条の二** 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修を、当該法科大学院における授業科目の履修とみなし、法科大学院の定めるところにより単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位を超えないものとする。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

- 第二十二条** 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位（第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び前条第一項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者がその入学前に当該法科大学院以外の認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、第二十一条第一項及び前条第一項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位（第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

長期履修制度

○大学設置基準（昭和31年文部科学省令第28号）

（長期にわたる教育課程の履修）

- 第三十条の二** 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

※専門職大学院設置基準においては、長期履修制度の定めはないため、専門職大学院設置基準第42条に基づき、大学院設置基準の定めによる。大学院設置基準においては、第15条に基づき、大学設置基準第30条の2が準用される。